

国民健康保険料の料率はどうに決まるの？（支援金分）

後期高齢者医療制度の事業に要する費用などをもとに、県が決定した国民健康保険事業費納付金の一部を、皆様に支援金分としてご負担いただいています。（名古屋市国民健康保険条例附則第9条に規定）

- ① 県が名古屋市分として決定した国民健康保険事業費納付金を名古屋市が負担します。

国民健康保険事業費納付金（支援金分） 139 億 5,004 万円

- ② 名古屋市が負担する事業費納付金から市繰入金等を除いた金額が、保険料総額（軽減前）となります。

保険料総額（軽減前） 123 億 3,654 万円	☆	市繰入金等 16 億 1,350 万円
------------------------------	---	------------------------

☆ 平成 22 年度以降、均等割総額の 3%分（保険料総額の 1.5%分：1 億 8,505 万円）を軽減しています。

- ③ 保険料総額の 1.5%分を軽減したあとの金額が保険料総額（軽減後）になり、この金額を皆様に保険料としてご負担いただいています。

保険料総額（軽減後） 121 億 5,149 万円	☆
------------------------------	---

- ④ 保険料総額の 50/98.5 を所得割総額とし、48.5/98.5 を均等割総額とします。

所得割総額 50/98.5	均等割総額 48.5/98.5	☆
------------------	--------------------	---

$$\text{所得割料率} = \frac{61 \text{ 億 } 6,827 \text{ 万円 (所得割総額)}}{2,595 \text{ 億 } 2,731 \text{ 万円 (30 年中所得総額)}} = 0.0237 \text{ (小数点4位未満切捨)}$$

$$\text{一人当たり均等割額} = \frac{59 \text{ 億 } 8,322 \text{ 万円 (均等割総額)}}{461,400 \text{ 人 (令和元年度 (平成 31 年度) 見込被保険者数)}} = 12,967 \text{ 円 (1 円未満切捨)}$$

所得割料率、均等割額以外の金額は 1 万円未満を四捨五入しています。